

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
その翌日)

目 次  
◇規 則 保健婦助産婦看護婦法施行細則

## 規 則

保健婦助産婦看護婦法施行細則をここに公布する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十八号

保健婦助産婦看護婦法施行細則

保健婦、助産婦、看護婦法施行細則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第

八十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）、保健婦助産婦看護婦法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「政令」という。）及び保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「省令」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（准看護婦免許申請書の様式）

第二条 政令第一条第二項に規定する准看護婦免許の申請書は、様式第一号によるものとする。

（准看護婦免許証の様式）

第三条 法第十三条第二項に規定する准看護婦免許証は、様式第二号のとおりとする。

（准看護婦籍訂正申請書の様式）

第四条 政令第三条第三項に規定する准看護婦籍の訂正の申請書は、様式第三号によるものとする。

（准看護婦籍登録抹消申請書の様式）

第五条 政令第四条第二項に規定する准看護婦籍の登録の抹消の申請書は、様式第四号によるものとする。

（死亡等の場合の准看護婦籍登録抹消申請手続）

第六条 政令第五条第一項の規定による准看護婦籍の登録の抹消の申請は、様式第五号による申請書を提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、申請の事由を証する書類を添えなければならない。

（准看護婦免許証書換交付申請書の様式）

第七条 政令第六条第三項に規定する准看護婦免許証の書換交付の申請書は、様式第六号によるものとする。

(准看護婦免許証の再交付申請手続)

第八条 政令第七条第二項の規定による准看護婦免許証の再交付の申請は、様式第七号による申請書を提出してしなければならない。

(准看護婦免許証の返納手続)

第九条 政令第七条第五項又は第八条第四項の規定による准看護婦免許証の返納は、様式第八号による准看護婦免許証返納書を提出してしなければならない。

(准看護婦試験受験願書の様式)

第十条 省令第二十七条に規定する准看護婦試験の受験願書は、様式第九号によるものとする。

(准看護婦試験合格証書の様式)

第十一条 省令第二十九条に規定する准看護婦試験の合格証書は、様式第十号のとおりとする。

(准看護婦試験合格証明書の交付申請手続)

第十二条 省令第三十条第一項の規定による准看護婦試験の合格証明書の交付の申請は、様式第十一号による申請書を提出してしなければならない。

(申請書等の經由)

第十三条 法、政令、省令(第二十七条の規定を除く。)又はこの規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類(知事を経由するものを含む。)は、県内で業務に従事する保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦にあつては就業地、その他の者であつて、県内に住所を有する

ものにあつては住所地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の保健婦助産婦看護婦法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請その他の手続について適用し、同日前にされた申請その他の手続については、なお従前の例による。

(旧保健婦規則による保健婦等への準用)

3 法第五十一条第一項に規定する者、法第五十二条第一項に規定する者及び法第五十三条第一項に規定する者については、第四条から第九条まで及び第十三条の規定を準用する。

様式第1号 (第2条関係)

准看護婦免許申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿

准看護婦免許を受けたいので、保健婦助産婦看護婦法施行令第1条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

本 籍

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名  
ふりがな 氏 名

年 月 日 生

電話番号

記

1 年 月 日 県 (都・道・府) において施行された准看護婦試

験合格

受験番号

2 罰金以上の刑に処せられたことはありません (あるときは、その罪、刑及び刑の確定年月日)。

3 准看護婦の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことはありません (あるときは、違反の事実及び年月日)。

様式第2号 (第3条関係)

登録番号 第 号

第 号

号

年

月

日

与える

よつてこの証を交付する

保健婦助産婦看護婦法 (昭和二十三年法律第二百三号) により准看護婦の免許を

准 看 護 婦 免 許 証

氏 名

本 籍 地

職

氏

名

姓

年

月

日 生

様式第3号 (第4条関係)

准看護婦籍訂正申請書

職氏名 殿

准看護婦籍の登録事項に変更を生じたのでこれを訂正されるよう、保健婦助産婦看護婦法施行令第3条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住所 申請者 氏名 電話番号

㊤

記

登録年月日	年 月 日	第 籍・氏名	号
変更事項	前		
変更事項	後		
変更年月日	年 月 日		
変更事由			

様式第4号 (第5条関係)

准看護婦籍登録抹消申請書

職氏名 殿

准看護婦籍の登録を抹消されるよう、保健婦助産婦看護婦法施行令第4条第2項の規定により准看護婦免許証を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住所 申請者 氏名 電話番号

㊤

記

登録年月日	年 月 日	第 号
抹消申請事由		

様式第5号 (第6条関係)

准看護婦籍登録抹消申請書

職 氏 名 殿

准看護婦が死亡した(失そう宣告を受けた)ので准看護婦籍の登録を抹消されるよう、保健婦助産婦看護婦法施行令第5条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

電話番号

記

准看護婦の氏名	
登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
死亡(失そう宣告)年月日	年 月 日
申請者と准看護婦との続柄	

様式第6号 (第7条関係)

准看護婦免許証書換交付申請書

職 氏 名 殿

准看護婦免許証の記載事項に変更を生じたためその書換交付を受けたいので、保健婦助産婦看護婦法施行令第6条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

電話番号

記

登録年月日	年 月 日	第 号	本 籍 ・ 氏 名	号
変更事項	項 前			
変更事項	後			
変更年月日	日		年 月 日	
変更事由	由			

収入証紙  
はり付け欄

様式第7号 (第8条関係)

准看護婦免許証再交付申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿

准看護婦免許証を亡失(き損)したためその再交付を受けたいので、保健婦助産婦看護婦法施行令第7条第2項の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所  
申請者 氏 名

電話番号

記

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
亡失(き損)年月日	年 月 日

様式第8号 (第9条関係)

准看護婦免許証返納書

職 氏 名 殿

亡失した准看護婦免許証を発見した(准看護婦免許を取り消された)ので、保健婦助産婦看護婦法施行令第7条第5項(第8条第4項)の規定により次のとおり准看護婦免許証を返納します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所  
返納者 氏 名

電話番号

記

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
免許証の発見(免許の取消)処年月日	年 月 日

様式第9号 (第10条関係)

准看護婦試験受験願書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿

准看護婦試験を受けたいので、保健婦助産婦看護婦法施行規則第27条の  
規定により関係書類を添えて申請します。

年 月 日

本 籍

郵便番号

□□□□-□□

住 所

申請者

ふりがな 氏 名

電話番号

年 月 日生

㊟

様式第10号 (第11条関係)

第

号

年 月 日

合格したことを証する

右の者は 年 月本県において施行した准看護婦試験に

年 月 日生

氏 名

本 籍 地

准看護婦試験合格証書

職 氏 名

名 團

様式第11号 (第12条関係)

准看護婦試験合格証明書交付申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 殿

准看護婦試験合格証明書の交付を受けたいので、保健婦助産婦看護婦法

施行規則第30条の規定により次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申 請 者 氏 名

電 話 番 号

記

准看護婦試験 合格 証 書	交付年月日	年 月 日
	番 号	第 号
交 付 申 請 事 由		

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む。)